

高知県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県指定野菜価格安定対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、指定野菜（冬春きゅうり、冬春なす、冬春ピーマン、春ねぎ及び秋冬ねぎ）の価格安定を図り、計画的かつ安定的な生産出荷を推進するため、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）に基づき、生産者補給交付金の交付を行うための指定野菜価格安定対策資金を造成する独立行政法人農畜産業振興機構（次条及び別表第1において「機構」という。）に対して公益社団法人高知県青果物基金協会（以下「補助事業者」という。）が指定資金円滑化事業によってその交付の財源に充てるための資金を造成する場合に、補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(指定資金円滑化事業)

第3条 補助事業者は、機構が造成する高知県農業協同組合（次項及び別表第1において「JA高知県」という。）に係る指定野菜価格安定対策資金に対して納付金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、JA高知県が行う交付予約に係る数量が過去の実績からみて適正な数量となるよう、必要に応じて、JA高知県との確認及び調整を行わなければならない。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を、知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納税義務がない場合にあっては、別記第2号様式による申立書）を併せて提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業に関して重要な変更（別表第1に定める変更をいう。）を行う場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに別記第4号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による補助金概算払請求書1部を知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年11月7日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第7条、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月21日から施行し、平成19年8月31日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 8 条関係）

補 助 対 象 経 費	補助率	重要な変更
機構が、法第10条第 1 項の規定による生産者補給交付金の交付を行うために、J A 高知県に係る指定野菜価格安定対策資金を新たに造成する場合の資金の額又は造成すべき資金の額から既に造成した資金の残存額を差し引いて得た額（当該資金の造成のため、特別業務資金のうち国庫特業資金以外の部分から助成業務資金へ繰入れを行う場合は、この額から当該繰入額を控除した額）	資金造成額の20パーセント以内 （特例申込み50又は55による特別造成の場合は、25パーセント以内）	J A 高知県に係る指定野菜価格安定対策資金造成計画の変更による納付金額の変更

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。